

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に
関する事務取扱要領

平成25年 2月14日制定
平成27年 4月 1日改正
令和元年 5月 1日改正
令和元年 7月 1日改正
令和3年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録等の事務処理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の登録（更新・変更）通知書等)

第2条 法第28条第2項（法第30条第2項、法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録、登録の更新及び登録の変更の通知は、それぞれ、別記第1号様式の1、別記第1号様式の2、別記第1号様式の3によるものとする。また、法第29条第2項の規定による通知は、第一種フロン類充填回収業者登録拒否通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(登録業者の登録証明願等)

第3条 登録通知書を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより登録証明を受けようとする第一種フロン類充填回収業者に対しては、登録証明願（別記第3号様式の1）を知事に提出するよう求めるものとする。この場合において、紛失した場合を除き、その登録通知書を添付するよう求めるものとする。

2 前項の規定による提出があったときは、登録事項を確認の上、第一種フロン類充填回収業者登録証明書（別記第3号様式の2）により証明するものとする。

(第一種フロン類充填回収業者登録簿)

第4条 法第32条の規定による第一種フロン類充填回収業者登録簿は、第一種フロン類充填回収業者一覧（別記第4号様式）によるものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出)

第5条 法第33条第1項の規定による届出をする者に対しては、第一種フロン類充填回収業廃業等届出書（別記第5号様式）によるよう求めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年 2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

第1号様式の1（第2条）

〇〇第 号
 〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 印

第一種フロン類充填回収業者登録について（通知）

〇〇 年 月 日付けで申請のあった第一種フロン類充填回収業者の登録については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第28条第2項の規定により、下記のとおり登録したことを通知します。

記

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	〇〇 年 月 日
有 効 期 間 満 了 年 月 日	〇〇 年 月 日
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
法人である場合は代表者の氏名	

事業所の名称及び所在地並びに回収・充填をしようとするフロン類の種類

1			回収	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			
			*			
			充填	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			

回収・充填の対象とする第一種特定製品の種類等

(1) エアコンディショナー

(2) 冷蔵機器・冷凍機器

* フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品

第1号様式の2（第2条）

〇〇第 号
〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 印

第一種フロン類充填回収業者登録の更新について（通知）

〇〇 年 月 日付けで申請のあった第一種フロン類充填回収業者の登録の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第30条第2項の規定により、下記のとおり登録の更新を行ったことを通知します。

記

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	〇〇 年 月 日
有 効 期 間 満 了 年 月 日	〇〇 年 月 日
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
法人である場合は代表者の氏名	

事業所の名称及び所在地並びに回収・充填をしようとするフロン類の種類

1			回収	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			
			*			
			充填	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			

回収・充填の対象とする第一種特定製品の種類等

(1) エアコンディショナー

(2) 冷蔵機器・冷凍機器

* フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品

第1号様式の3（第2条）

〇〇第 号
 〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 印

第一種フロン類充填回収業者登録の変更について（通知）

〇〇 年 月 日付けで届出のあった第一種フロン類充填回収業者の登録の変更については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第31条第2項の規定により、下記のとおり登録の変更したことを通知します。

記

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	〇〇 年 月 日
有 効 期 間 満 了 年 月 日	〇〇 年 月 日
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
法人である場合は代表者の氏名	

事業所の名称及び所在地並びに回収・充填をしようとするフロン類の種類

1			回収	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			
			*			
			充填	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			

回収・充填の対象とする第一種特定製品の種類等

(1) エアコンディショナー

(2) 冷蔵機器・冷凍機器

* フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品

第2号様式（第2条）

第一種フロン類充填回収業者登録拒否通知書

〇〇 第 〇〇 号
〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 印

〇〇 年 月 日付けで申請のあった第一種フロン類充填回収業の登録については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第29条第1項の規定により、次の理由により登録ができませんので、同条第2項の規定により通知します。

理由

（教示）

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申し立てをすることができます。

第3号様式の1（第3条第1項）

第一種フロン類充填回収業者登録証明願

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定により、下記の事業者が第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録されていることを証明願います。

記

1. 登録事業者名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
2. 登録事業者住所又は所在地
3. 登録番号

第3号様式の2（第3条第2項）

第一種フロン類充填回収業者登録証明書

〇〇第 号
〇〇 年 月 日

様

千葉県知事 印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定により、下記のとおり第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録されていることを証明します。

記

登録番号	
登録年月日	〇〇 年 月 日
有効期間満了年月日	〇〇 年 月 日
氏名又は名称	
住所	
法人である場合は代表者の氏名	

事業所の名称及び所在地並びに回収・充填をしようとするフロン類の種類

1			回収	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			
			*			
			充填	CFC	HCFC	HFC
			(1)			
			(2)			

回収・充填の対象とする第一種特定製品の種類等

(1) エアコンディショナー

(2) 冷蔵機器・冷凍機器

* フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品

第5号様式（第5条）

第一種フロン類充填回収業廃業等届出書

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、第一種フロン類充填回収業の廃業等について次のとおり届け出ます。

記

第一種フロン類 充填回収業を廃 業等した第一種 フロン類充填回 収業登録業者	住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日 及び登録番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。